

1．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人水資源機構	
評価対象事業年度	見込評価（中期目標期間実績評価）	第 5 期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む。）
	中期目標期間	令和 4 年度～令和 7 年度（第 5 期）

2．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
	法人所管部局	農村振興局整備部	担当課、責任者	水資源課長 瀧川 拓哉
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 藏谷 恵大
主務大臣		経済産業大臣		
	法人所管部局	経済産業政策局	担当課、責任者	地域産業基盤整備課長 猪又 真介
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 村上 貴将
主務大臣		国土交通大臣		
	法人所管部局	水管理・国土保全局 水管理・国土保全局 水管理・国土保全局 水管理・国土保全局水資源部	担当課、責任者	河川環境課長 島本 和仁 治水課長 笠井 雅広 水道事業課長 筒井 誠二 水資源政策課長 二俣 芳美
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 磯野 哲也

3．評価の実施に関する事項
評価の実施に当たり、主務 3 省が合同で、令和 7 年 6 月 19 日に独立行政法人水資源機構理事長からのヒアリングを行うとともに、同機構監事からの意見聴取を行った。 また、主務 3 省で合計 8 名の以下の外部有識者に対して意見聴取を行った。 田中 規夫（埼玉大学大学院理工学研究科 教授）（実施日：令和 7 年 6 月 10 日） 林 健二（さくら総合事務所 取締役社長）（実施日：令和 7 年 6 月 4 日） 堀田 昌英（東京大学大学院工学系研究科 教授）（実施日：令和 7 年 6 月 3 日） 松本 要一（一般財団法人日本ダクティル鋳鉄管協会 顧問）（実施日：令和 7 年 6 月 5 日） 青木 秀幸（公益社団法人日本水道協会 理事長）（実施日：令和 7 年 6 月 17 日） 栗原 伸一（千葉大学園芸学部食料資源経済学科 教授）（実施日：令和 7 年 6 月 2 日） 辻本 久美子（岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 研究准教授）（実施日：令和 7 年 6 月 2 日） 小泉 明（東京都立大学都市環境学部 特任教授）（実施日：令和 7 年 5 月 29 日） （ 印は組織の経営、マネジメント及びガバナンス等に知見のある者 ）

4．その他評価に関する重要事項
評価項目については、令和 6 年 11 月 26 日に改定された「独立行政法人の評価に関する指針（総務大臣決定）」による評価単位の設定に関する考え方に基づき、事務・事業の特性に応じた単位として、15 項目とした。

1 . 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると見込まれる。	(参考：見込評価) 期間実績評価時に使用			
評価に至った理由	「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成 27 年 4 月 1 日国土交通省決定)の規定に基づき、項目別評価の算術平均(以下算定式の通り。)に最も近い評価が「A」であること及び以下の「法人全体に対する評価」等を踏まえ、「A」評価とする。 【項目別評価の算術平均】 $(S5 \text{ 点} \times 1 \text{ 項目} \times 2 \text{ 倍(重要度の高い項目)} + A4 \text{ 点} \times 3 \text{ 項目} \times 2 \text{ 倍} + A4 \text{ 点} \times 1 \text{ 項目} + B3 \text{ 点} \times 1 \text{ 項目} \times 2 \text{ 倍} + B3 \text{ 点} \times 9 \text{ 項目}) \div (15 \text{ 項目} + 5) = 3.55$ 算定に当たっては評価ごとの点数をS：5 点、A：4 点、B：3 点、C：2 点、D：1 点とし、重要度の高い項目については加重を 2 倍としている。				

2 . 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	項目別評価の通り、評価項目全 15 項目のうち 1 項目(重要度、難易度の高い項目である。)について、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。また、4 項目(うち 3 項目は重要度、難易度の高い項目である。)について、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。さらに、10 項目(うち 1 項目は重要度、難易度の高い項目である。)については、中期計画における所期の目標を達成していると認められる業務運営を行っており、安定的な経営が実現していることから、法人全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると見込まれる。
全体の評価を行う上で 特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3 . 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4 . その他事項	
監事等からの意見	・機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。 ・内部統制システムに関する理事長の職務の執行、財務諸表等について、指摘すべき重大な事項は認められない。 ・随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況について、一社応札の改善の取組、随意契約の厳格なチェック等、入札契約の適正化の取組は着実に実施されていた。今後も機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保していくことが重要。 ・保有資産の見直しについて、土地・建物等の必要性の見直しや不要と認められる財産の処分は、着実に進捗が図られている。宿舍及び寮については、将来的な維持管理の取組が検討されている。地方公共団体に費用負担を求めるものについては、協議が長期化するものもあるため、関係部署によるフォローアップが重要。 ・事業報告書について、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。
その他特記事項	(外部有識者からの意見) ・非常に多岐にわたる事業・業務を実施していること、計画に沿って適切に事業が行われている。治水・利水を含めて水に関わるすべての分野で先導的な取組を行っており、いずれの項目も業務実績に基づいた妥当な評価である。

様式 1 - 2 - 3 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書№	備考
	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		見込 評価	期間実 績評価		
1．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
1-1 水資源開発施設等の 管理業務	A	A	A			A		1-1	
1-1-1 安全で良質な水の安定した供給	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重			<u>A○</u> 重		1-1-1	
1-1-2 洪水被害の防止・軽減	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重			<u>A○</u> 重		1-1-2	
1-1-3 危機的状況への的確な対応	<u>A○</u> 重	<u>S○</u> 重	<u>S○</u> 重			<u>S○</u> 重		1-1-3	
1-1-4 施設機能の確保と向上	B	B	A			B		1-1-4	
1-1-5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施	B	A	B			B		1-1-5	
1-2 水資源開発施設等の建設業務									
1-2-1 ダム等建設業務	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重			<u>B○</u> 重		1-2-1	
1-2-2 用水路等建設業務	<u>B○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重			<u>A○</u> 重		1-2-2	

- 1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- 2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- 3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- 4 「項目別調書№。」欄には、項目別評価調書の項目別調書№.を記載。
- 5 項目別調書は一の「一定の事業等のまとめり」ごとに作成する。

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書№	備考
	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		見込 評価	期間実 績評価		
2．業務運営の効率化に関する事項									
2-1 業務運営の効率化	B	B	B			B		2-1	
3．財務内容の改善に関する事項									
3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 不要財産の処分に関する計画 6 5に規定する財産以外の重要財産の譲渡計画 7 剰余金の使途	B	B	B			B		3	
4．その他の事項									
8-1 内部統制の充実・強化	B	B	B			B		4-1	
8-2 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上	A	B	A			A		4-2	
8-3 機構の技術力を活かした支援等	B	B	B			B		4-3	
8-4 広報・広聴活動の充実	B	B	B			B		4-4	
8-5 地域への貢献等	B	B	B			B		4-5	
8-6 その他当該中期目標を達成するために必要な事項	B	B	B			B		4-6	

1 . 当事務及び事業に関する基本情報			
1 - 1	水資源開発施設等の管理業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2 : 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6 : 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第 1 項 2 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 （ 1 - 1 - 1 安全で良質な水の安定した供給） 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経済の成長と国民生活の向上に必要不可欠な「安全で良質な水の安定した供給」を行うことが極めて重要であるため。 （ 1 - 1 - 2 洪水被害の防止・軽減） 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重要であるため。また、特定施設及び利水ダムの建設・管理を行っている機構は、流域の関係者と連携・協働して流域治水に取り組むことで、洪水被害の防止・軽減への取組をこれまで以上に深化させ、気候変動の影響で激甚化・頻発化する水災害から国民の生命と財産を守る必要があるため。 困難度：「高」 （ 1 - 1 - 1 安全で良質な水の安定した供給） 複雑かつ高度な水利用が行われている 7 つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。 （ 1 - 1 - 2 洪水被害の防止・軽減） 降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリアが対象であり、依然として精度上の技術的制約がある中で、確実な洪水調節を実施する必要があるため。 近年の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量等、施設計画規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増加しつつあるため。 下流の河川整備の状況を踏まえつつ、河川管理者の指示や、下流の地方公共団体等と住民避難に関する情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とするダム等施設管理を的確に実施する必要があるため。 ダムの事前放流を行うには、ダムごとの上流域の予測降雨量、ダム下流の河川における現況の流下能力等の状況判断に加え、治水協定を踏まえた関係利水者との綿密な調整等を行う必要があるため。 新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う制限下であって	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

	も、洪水被害の防止・軽減に関する業務を切れ目なく継続的に 行うことは、国民経済の成長と国民生活の向上に不可欠である ため。		
--	---	--	--

2 . 主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期 間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度				R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
									予算額（千円）	45,658,521	49,762,309	50,756,028		
									決算額（千円）	43,976,813	47,460,264	48,221,675		
									経常費用（千円）	114,032,433	117,229,840	118,047,095		
									経常利益（千円）	428,948	204,644	198,775		
									行政コスト（千円）	114,021,919	118,631,635	118,585,332		
									従事人員数	852	884	865		

（注１）本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

（注２）従事人員数は、１月１日時点。

（注３）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

--	--

</

				応と、その後の洪水操作において、24時間体制を長期間確保する必要があるため、牧尾ダム管理所の限られた職員だけではなく、総合管理所における弾力的・機動的な人員配置として、愛知用水総合管理所内の他部署の職員を応援として配置し、約4日間の事前放流・洪水への対応を行った。 - 令和6年8月29日に上陸した台風10号の影響により、8月29日から31日にかけて、徳山ダム（岐阜県揖斐川町）の上流では、流域平均総雨量約207mm、徳山ダムの直下流にある横山ダム（岐阜県揖斐川町）の上流では、流域平均総雨量約247mmを観測する大雨となった。 水資源機構施設である徳山ダムと、国土交通省施設である横山ダムは、揖斐川本川の上下流に位置することから、より効率的・効果的な管理を目的として、令和6年度から横山ダムの管理を水資源機構が受託した。 この台風10号の大雨に対し、徳山ダムと横山ダムが、流入予測や操作のタイミング等の情報交換をより密に行い円滑な防災操作を実施して、徳山ダムでは最大流入量時（毎秒約488m³）において、全量をダムに貯留し、横山ダムでは最大流入時（毎秒約445m³）において、毎秒約168m³をダムに貯留し、2ダムで約1,140万m³の洪水を貯留した。 この洪水調節により、揖斐川の岡島地点（揖斐川町）において、河川水位を約1.10m低減させ、水防団出動水位の超過を防ぐとともに、万石地点（大垣市）において、河川水位を約0.50m低下させた。 - 引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、困難度を高く設定した目標について、中期目標における所期の目標を達成できる見通しであることから、A評定とした。	
			1-1-3 危機的状況への的確な対応 ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を進めるため、	1-1-3 危機的状況への的確な対応	

--

					役所等関係者打合せ（R6.10.2～3）を行い、支援態勢を整えた。 令和6年度は、令和5年度からの継続も含めて、合計5件の支援及び1件の支援態勢準備を行った。 能登半島地震被災地への可搬式浄水装置による給水支援（R6.1.9～R6.4.19） 能登半島地震による防災重点農業用ため池の緊急点検、対策（R6.1.13～R6.4.26） 九州農政局（逢拝堰）に対しポンプ車（60m³/min）を貸与（R6.5.31～R6.6.26） 香川県（西讃土地改良事務所）に対しポンプ車（30m³/s）、ポンプパッケージを貸与（R6.6.13～R6.9.20） 明治用水土地改良区に対し、FRPM管φ1,000mm×2本、FRPM管鋼製継輪×3組を貸与（R6.10.7） - 能登半島豪雨被災地（珠洲市）へ職員を派遣し、可搬式浄水装置の設置に向けた現地確認及び市役所等関係者打合せ（R6.10.2～3）を行い、支援態勢を整えた。 - 引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、困難度を高く設定した目標について、中期目標における所期の目標を達成できる見通しであることに加え、質的に顕著な成果が得られる見通しであることから、S評価とした。	
4．その他参考情報						
特になし						

	り組むこと。	り組む。			発生した渇水では、渇水対応タイムラインに基づき、ダム貯水率に基づいた自主節水や取水制限開始のタイミングを判断するなどの渇水対応を行った。 渇水対応タイムライン未策定の3水系（豊川水系、木曽川水系、筑後川水系）のうち、豊川水系、木曽川水系については、策定の動きはない状況であるが、筑後川水系については、引き続き、渇水対応タイムラインの策定に向け、関係機関と調整を進めている。 また、渇水調整のために開催された渇水調整協議会等に全て出席し、渇水被害の軽減のために緊密な連携が図られるよう、国や地方公共団体、関係機関、利水者へダムの水源情報について情報共有を行った。 引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、困難度を高く設定した目標について、中期目標における所期の目標を達成できる見通しであることから、A評価とした。 < 課題と対応 > 特になし。		
4 . その他参考情報							
特になし							

	(実績値)															
	達成度	-	-	-	-	-					従事人員数	852 (505)	884 (542)	865 (532)		

定量目標 各年度の洪水調節適正実施割合：100％
 (注１)洪水調節適正実施割合は、洪水回数に対して適正に洪水調節対応を行った割合である。
 (注２)水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
 (注３)()は、ダム等の管理業務に係る予算額等を参考値として示すもので内数である。
 (注４)従事人員数は、１月１日時点。

</

					<課題と対応> 特になし。		
4 . その他参考情報							
特になし							

<

指標 ・思川開発事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和３年度実績71.1％）（令和８年度までに工事完成）
・早明浦ダム再生事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和３年度見込実績5.1％）（令和10年度までに事業完了）
・第５期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、その進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行率）。

（注１）ダム等建設業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注２）従事人員数は、１月１日時点。

- <

						業が定量目標どおりに進められており、安定的な用水供給体制の維持という観点から高く評価できる。	
4 . その他参考情報							
特になし。							

